

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵逄典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	上 町 (上 町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	山 平 (山 平)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者もない。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	大 坪 (大 坪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者もいない。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていこう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備を実施済みである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迩典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉 福 (吉 福)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、既に担い手等に農地を貸し出している又は後継者がいない者が多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	山 脇 (山 脇)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸し手、担い手の意向を考慮しつつも、中心となる担い手への将来の経営農地の段階的な集約化と、耕作者が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	真 盛 (真 盛)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・当地域では令和4年2月1日に、持続可能な農業を目指し、農事組合法人真盛を設立し、農地の集約化を図ってきたところである。
 ・課題は、作業従事者の高齢化で、若手の確保が必要である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・水稻・黒大豆を主要作物としつつ、黒大豆のブランド化による収益の改善を検討していく。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
 ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
多くの農地が農事組合法人へ集積されているが、一部自作意向のある農家については、できるところまで自作し、離農される時点で、農事組合法人に貸付を進める。さらなる集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
すでに農地バンクを活用しており、今後新たに貸付する農地についても農地バンクを活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では農事組合法人がほとんどの農地を耕作しており、今後さらなる集約化に努め、当地域の農業はすべて農事組合法人が取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵逄典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	山田 (山田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

担い手を発掘する。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

今後検討

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	西 山 (西 山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

作物の選定や、その生産方法以前に、担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、ほとんどの農地が基盤整備がされているが、一部では未実施である。今後基盤整備事業について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	上 長 尾 (上 長 尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.74 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵造典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	下 長 尾 (下 長 尾)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵造典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	本位田甲 (本位田甲)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、自作を続けられている農家が多いが、今後の担い手として多数の認定農業者が存在するため、担い手のエリアを検討する必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

一部基盤整備未実施のため、今後検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	本位田乙 (本位田乙)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現状、大半の農地が担い手により耕作されている。担い手に若手もいるので、長期的な営農が期待できる。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手ごとの方針に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
一部の自作地について、必要に応じて集積を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
現状、複数の担い手が営農しており、若手もいることから、新規の経営体の確保は必要ない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	円応寺・大願寺 (円応寺・大願寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を縮小したい農業者が多く、担い手への集約が必要。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

担い手への集積を進め、担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
自作不能農地が発生する都度、担い手への集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地中間管理機構活用済
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	口 長 谷 (口 長 谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

今後検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	宗行 (宗行)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

耕作者の方針に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備済

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	横 坂 (横 坂)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、耕作を継続される予定の農家が多いが、高齢化が進んでおり、後継者不在の農地も多いことから、いずれは担い手(認定農業者)への集積が必要となる。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備済

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	口 金 近 (口 金 近)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、既に担い手等に農地を貸し出している又は後継者がいない者が多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備が未実施の圃場について、今後検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	奥 金 近 (奥 金 近)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持又は縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

作物の選定や、その生産方法以前に、担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵澄典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	奥長谷 (奥長谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持又は縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵造典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	庵 (庵)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者や、後継者不在の農地が多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作されている農地はその所有者、利用権設定を結ばれている農地については集落営農及び担い手に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、集落営農及び担い手に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備が未実施の農地については、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
集落営農及び担い手に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	延 吉 (延 吉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手を探し集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	平福 (北新町、平福上町、平福中町、下町、南新町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持又は縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	水根 (水根)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地域内では、居住者が1戸のみであり、耕作者も1名のみで、担い手もない。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	0.42 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	0.42 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
自作をやめる時点で、担い手1事業者にまとめて集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手に集積する際に、集落内農地をまとめて農地バンクを活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針※
自作をやめる時点で、担い手の発掘とともに基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
担い手に一任する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
担い手に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	青木 (青木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が約1.9ha(区域面積の43%)と多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・担い手も後継者が未定であり、新たな担い手の確保が必要。
- ・耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
区域の農地の3割強が担い手を含む2名に集積されているが、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を区域の1/3程度しか実施しておらず、これら区域の水路・農道の老朽化と、在来田の事業実施について集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵造典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	上 石 井 (上 石 井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.51 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.51 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

基盤整備実施済み

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	奥海 (奥海)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手を探し集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迩典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	海 内 (海 内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手を探し集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.09 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.09 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵造典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	桑 野 (桑 野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手を探し集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵澄典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	峠 (峠)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手を探し集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備実施済み

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵造典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	中 土 居 (中 土 居)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・作物の選定や、その生産方法以前に、担い手の確保が急務であるが、小規模な集落であり、集落内での人材確保は困難。外部の担い手の参入を検討し、その担い手に作物及び生産方法を一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
外部の担い手を発掘する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
当地域は、山間部にあり、日当たり、交通の便が悪く、基盤整備もされていない農地が多い。今後基盤整備事業について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	大船 (大船)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、耕作を継続される予定の農家が多いが、高齢化が進んでおり、後継者不在の農地も多いことから、いずれは担い手(認定農業者)への集積が必要となる。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	中 ノ 原 (中 ノ 原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・現時点においては、現状の経営規模を縮小したい農業者が多いが、経営規模を拡大したい若い担い手(認定農業者)への集積が進んでいる。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・当集落での農業の在り方は、一部自作されている農業者を除き、担い手(認定農業者)に一任する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
担い手(認定農業者)に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵澄典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊 福 (豊 福)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	平 谷 (平 谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

今後、必要に応じて基盤整備を検討する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	仁 方 (仁 方)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農業者の農地面積が約7.9haと多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・担い手も後継者が不在であり、新たな担い手の確保が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	16.44 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.44 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
多くの農地が中心となる担い手へ集積されているが、さらなる集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では法人化した認定農業者がほとんどの農地を耕作している。今後、区域内で就農の意向のある者があ る場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	福 澤 (福 澤)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・後継者不在の農地の受け手の確保が必要。
- ・後継者の確保・育成が必要。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

就農希望者がいれば積極的に相談から定着まで支援する。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。
当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

区域内では認定農業者がほとんどの農地を耕作している。今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	西河内 (西河内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手を探し集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.02 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※ 就農希望者がいれば積極的に相談から定現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。着まで支援する。
(2)農地中間管理機構の活用方針※ 農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※ 基盤整備実施済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	甲大木谷 (甲大木谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手を探し集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

今後検討

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	甲大木谷 仁方山 (甲大木谷 仁方山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手を探し集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	乙大木谷 (乙大木谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	淀 (淀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針※
基盤整備実施済み
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	末 包 (末 包)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、担い手(認定農業者等)がおらず、高齢化が進み、後継者のいない農地も多い。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.90 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備実施済み

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	東中山 (東中山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

今後検討

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迺典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	大畠 (大畠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

現時点においては、一部の農業者を除き、現状の経営規模を維持または縮小したい農業者が多いが、高齢化が進んでおり、10年後も耕作できているかは不明であり、今後の管理・保全方法が課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

当集落での農業の在り方は、自作できる者はできるところまで耕作し、継続が難しくなった時点で、担い手に集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

耕作又は保全管理等が行われている農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

現在自作している農業者が規模を縮小またはやめることになった場合に、担い手(認定農業者)に集積していく。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、集落全体で検討していく。当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備済

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

耕作者に一任する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】